

小山工業高等専門学校体育施設運営規則

制 定 昭和44年4月1日

最終改正 平成31年3月6日

(目的)

第1条 この規則は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における体育施設の運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(体育施設)

第2条 本校の体育施設（以下「体育施設」という。）は、次に掲げるものとする。

陸上競技場・野球場・球技コート・水泳プール・体育館・武道館

(管理)

第3条 体育施設の管理は、小山工業高等専門学校不動産管理規則（平成16年4月1日制定）によるものとする。

(管理責任者及び管理者)

第4条 体育施設の管理責任者は、校長とする。

2 それぞれの体育施設が随時使用できる状態を確保するため、管理者を置く。

3 前項に定める管理者は、学生課長がこれに当たる。

(運営委員会等)

第5条 体育施設を適正かつ円滑に運営するため、校長の諮問機関として体育施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学生主事が招集してその議長となる。

一 学生主事

二 体育教員

三 学生課長

四 その他校長が必要と認めた者

3 運営委員会に関する事務は、学生課が担当する。

(使用者の範囲)

第6条 体育施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

一 本校学生

二 本校教職員

三 その他校長が許可した者

(使用の手続)

第7条 本校学生及び教職員が体育施設を使用しようとするときは体育施設・設備使用許可願（別紙様式）を、学生にあっては学生主事、教職員にあっては学生課学生係に提出し、事前にその許可を受けるものとする。ただし、授業その他学校行事等、学校が教育活動を行うために使用する場合は、この手続は必要としない。

(特別活動の使用)

第8条 体育施設を特別活動に使用できる時間は放課後とし、指導教員の指導のもとに使用するものとする。

(使用期間及び使用時間)

第9条 体育施設の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、これを変更することがある。

一 水泳プール以外の体育施設

使用期間 通年(ただし、年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)は除く。)

使用時間 8時30分から18時まで

二 水泳プール

使用期間 6月15日から9月30日まで

使用時間 平日 8時30分から18時まで

土曜日、日曜日及び休業日 13時から17時まで

2 体育館、武道館、水泳プール等の使用時間外は、扉に鍵をかけ、厳重に閉鎖するものとする。この鍵は学生課において保管し、扉の開閉は警備員がこれを行うものとする。

(整理、整頓及び清掃)

第10条 体育施設の使用を許可された者は、施設及び備品の取扱いに十分注意し、使用後はこれらの整理、整頓及び清掃を行うものとする。

(弁償)

第11条 使用者は、施設、設備及び備品を亡失し、若しくは破損したときは、直ちにその旨を管理者に報告するものとする。

2 使用者は、前項において、故意又は重大な過失により亡失し、若しくは破損したときは、弁償の責任を負うものとする。

(使用の禁止)

第12条 体育施設の使用中に、許可した使用目的と異なった不当の行為をするものには、その使用を停止し、又は禁止するものとする。

2 水泳プールは、原則として、授業、部活動以外は使用を禁止するものとする。

(火気の使用)

第13条 体育施設においては、原則として、火気を使用させないものとする。

(運用基準の制定)

第14条 体育施設の運用に関し、この規則以外に必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校体育施設使用手続要領（昭和61年4月1日制定）は廃止する。